

## スマホ・タブレット端末利用規約

### 1 第1条(総則)

本規約は、お客様（以下「賃借人」という）とエヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社（以下「賃貸人」という）との間で締結される、レンタル期間の如何を問わず、スマホ・タブレット端末（以下「物件」という）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。

### 第2条(レンタル期間及び中途解約)

1. レンタル契約は、賃借人が賃貸人に対し申込内容を記載した所定の注文書を提出し、賃貸人が承諾したときに成立するものとします。また、レンタル契約の内容変更は、賃貸人と賃借人が協議のうえ合意したときにできるものとし、物件発送後はできないものとします。
2. レンタル期間は、賃借人が注文書に記載したレンタル開始日から、物件が賃貸人の指定する場所に返還された日までとします。なお、SIMオプション利用の場合も同様とします。
3. 賃借人は賃貸人に対して、事前に定めたレンタル期間の満了する30日前までに終了または延長を申し出るものとします。賃借人から延長の申し出があった場合、賃借人がレンタル契約に違反していない限り、賃貸人は申し出を承諾するものとし、さらに延長する場合も同様とします。但し、賃貸人は延長期間を制限できるものとします。
4. 賃借人が前項に定めたレンタル契約の終了または延長の申し出をなさなかった場合、賃貸人は賃借人から延長の申し出があったものとみなし、以降も同様とします。但し、賃貸人の判断で、レンタル期間を終了または制限できるものとします。
5. 賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上、物件を賃貸人の指定する場所に返還して、このレンタル契約を解約することができるものとします。その際、レンタル開始日から解約日までのレンタル期間に応じて算出した料金の総額と支払済レンタル料との差額を精算し、賃貸人に支払うものとします。

### 第3条(レンタル料金等)

1. レンタル料金等は、物件、レンタル期間により、賃貸人が別途定めるものとします。
2. 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金等を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
3. レンタル料金等は日割りとせず、1カ月を単位として算定するものとします。

### 第4条(物件の引渡し)

1. 賃貸人は、物件を賃借人の指定する日本国内の場所において賃借人に引き渡すものとします。
2. 天災地変、戦争、その他の不可抗力ならびに、運送中の事故、労働争議、その他賃貸人に故意又は重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延したときは、賃貸人は、一切の責任を負わないものとします。また、この場合のレンタル開始日は、物件が引き渡された翌日とします。

### 第5条(物件の引渡し・返還の費用負担)

物件の引渡し、及び返還に関わる運送費等の諸費用は、賃借人の負担とします。

### 第6条(担保責任)

1. 賃借人が賃貸人に対して物件の引渡しを受けた後2日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は通常の品質・性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。
2. 賃貸人は賃借人に対して、引渡し時において、物件が通常の品質・性能を備えていることのみを担保し、賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

## 第7条(物件の使用・保管・維持・修理等)

1. 賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用を負担します。また、賃借人は物件を本来の用法に従い使用します。
2. 賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。
  - (1)物件を第三者に譲渡し、または転貸すること。
  - (2)物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
  - (3)物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。
  - (4)物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。
3. 賃借人は、物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。
4. 物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。
5. 賃借人の責に帰すべからざる事由に基づいて生じた性能の欠陥等により、物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件の修理、取替えをおこない運送費は賃貸人の負担とします。但し、不可抗力及び賃借人の責により生じた破損等の場合はこの限りではないものとします。
6. 前項の物件の修理または取替えは、レンタル開始時に引き渡された物件と同等の状態でも荷するものとします。また修理、取替えに過大な費用または時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解除することができます。

## 第8条(物件の滅失・毀損)

賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む。以下同じ)、または毀損(所有権の制限を含む。以下同じ)した場合には、賃借人は賃貸人に対し代替物件の購入代金相当額、または物件の修理代金相当額、及び賃貸人の物件不稼働による損失額を損害賠償金として支払います。

## 第9条(物件の使用地域)

1. 賃借人は、物件を日本国内において使用するものとします。
2. 賃借人が物件を輸出する場合には事前に賃貸人に通知し、その承諾を得るものとします。また、使用にあたっての条件等は別途協議することとします。
3. 輸出手続きは、賃借人が日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って行うものとします。
4. 賃借人が物件を輸出する場合には、第7条5項、は適用されないものとします。

## 第10条(SIMの利用)

1. レンタルサービスのオプションとして提供するSIMの料金等は賃貸人が別途定めるものとします。
2. 賃借人はSIMオプション利用にあたり、本規約に加え、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社の「BP SIM (汎用デバイス向けプラン:業務利用データ通信) 利用規約」(以下「BPSIM 利用規約」という)を遵守することとします。
3. 本レンタル規約の記述内容とBPSIM利用規約の記述内容に齟齬がある場合は、本規約が優先されることとします。
4. SIMオプションの利用にあたり、賃借人がSIMカードをスマホ・タブレット本体より取り出すことを禁じます。

## 第11条(契約の解除)

賃借人が次の各号の一つに該当した場合には、賃貸人は通知・催告その他何等の手続きを要しないでレンタル契約を解除

することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し未払レンタル料その他の金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人におお損害があるときはこれを賠償します。

- (1)レンタル料を第3条に定める支払期限までに支払わなかったとき、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- (2)支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
- (3)仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受ける、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき。
- (4)事業を休廃止、あるいは解散したとき。
- (5)事業が不振、あるいは継続が困難であると賃貸人が認めたととき。
- (6)当社が提供する物件の動作保証外の使い方をし、かつ当社からの改善要望に対して利用方法の改善を実施しないとき。

#### 第12条(物件の返還)

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちに物件を賃貸人の指定する場所に返還します。
2. 賃借人がレンタル期間中の物件に記録した一切のデータについては、消去の上返還するものとします。返還後のデータに関しては賃貸人はその責を負わないものとします。

#### 第13条(反社会的勢力の排除)

1. 借人及び賃貸人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。)であること。
  - (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
  - (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
  - (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
  - (5)レンタル契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。
2. 賃借人及び賃貸人は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にレンタル契約を解除することができます。
  - (1)第1項に違反したとき。
  - (2)自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
    - ①相手方に対する暴力的な要求行為
    - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③相手方に対する脅迫的言辞または暴力行為
    - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 賃借人及び賃貸人は、前項の規定によりレンタル契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

#### 第14条(支払遅延損害金)

賃借人が、レンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合には、賃借人は貸貸人に対し支払期限の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払います。

#### 第 15 条(消費税)

賃借人が貸貸人に対し支払うレンタル料には消費税法による消費税相当額が含まれています。

#### 第 16 条 (損害賠償)

貸貸人がレンタル契約に違反したことに起因または関連して賃借人に損害を与えた場合、貸貸人は賠償義務を負うこととし、賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償を含む）は含まないものとし、また、第 2 条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額（最大、12 か月）を上限とします。

#### 第 17 条(合意管轄)

レンタル契約に関して、賃借人と貸貸人との間で紛争が生じた場合には、貸貸人の本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条(特約条項)

賃借人と貸貸人は、レンタル契約について別途書面により特約した場合には、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完または修正することを承認します。

#### 第 19 条(付則)

本規約は、2024 年 11 月 1 日以降に締結されるスマホ・タブレット端末利用契約について適用されます。

#### 第 20 条 (本規約の改定)

貸貸人は、必要に応じて本規約の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の貸貸人ホームページにて掲示された最新のスマホ・タブレット端末利用規約の定めを適用するものとします。

[https://www-stg. NTTREC.CO.JP/wp-content/uploads/32970000\\_kiyaku.pdf](https://www-stg. NTTREC.CO.JP/wp-content/uploads/32970000_kiyaku.pdf)

#### 附 則 (令和 6 年 4 月 26 日 ビジ本 003700000496-01)

(実施期日)

この利用規約は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

#### 附 則 (令和 6 年 10 月 25 日 ビジ本ビジ本 003700001035-01)

(実施期日)

この利用規約は、令和 6 年 11 月 1 日から実施します。